

消費税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後
改正前

(金又は白金の地金に類するものの範囲)

第十一条の三 法第十二条の四第三項に規定する財務省令で定める資産は、

次に掲げる資産とする。

- 一 金貨又は白金貨
- 二 金製品又は白金製品（金又は白金の重量当たりの単価に重量を乗じて得た価額により取引されるものに限るものとし、当該事業者が製造する製品の原材料として使用されることが明らかなものを除く。）

(法人課税信託等の受託者に関する特例)

第十一条の四 省 略

(特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等)

第十一条の五 法第十五条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 その提供するデジタルプラットフォーム（法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。以下この条において同じ。）の名称

三 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

- イ 法第十五条の二第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた同条第一項に規定するプラットフォーム事業者 その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額
- ロ 令第二十九条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定

(法人課税信託の受託者に関する特例)

第十一条の三 同 上

- する合併法人等　その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- 四| その他参考となるべき事項
- 2| 法第十五条の二第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一| 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二| 変更の内容
- 三| その他参考となるべき事項
- 3| 法第十五条の二第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一| 申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二| その提供するデジタルプラットフォームの名称
- 三| 法第十五条の二第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日
- 四| その他参考となるべき事項
- 4| 法第十五条の二第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一| 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二| そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日
- 三| 前号のデジタルプラットフォームの名称
- 四| その他参考となるべき事項
- 5| 法第十五条の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一| その課税期間において法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細
- 二| その他参考となるべき事項

（本人確認書類の範囲等）

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一・二 省 略

三 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託等（法第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。第五号及び第六号において同じ。）の受託事業者（同条第三項に規定する受託事業者をいう。第五号及び第六号において同じ。）を除く。） 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ 省 略

四 省 略

五 外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいい、法人課税信託等の受託事業者を除く。） 当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ 省 略

六 法人課税信託等の受託事業者 次に掲げる書類

イ 当該法人課税信託等の受託者の前各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

ロ 当該法人課税信託等の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託等の名称及び当該法人課税信託等の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。）の写し

2・3 省 略

（法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項）

第二十三条の二 省 略

2 法第四十五条の二第二項に規定する同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

第十五条の七 同 上

一・二 同 上

三 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託（法第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。第五号及び第六号において同じ。）の受託事業者（同条第三項に規定する受託事業者をいう。第五号及び第六号において同じ。）を除く。） 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ 同 上

四 同 上

五 外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいい、法人課税信託の受託事業者を除く。） 当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ 同 上

六 法人課税信託の受託事業者 次に掲げる書類

イ 当該法人課税信託の受託者の前各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

ロ 当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。）の写し

2・3 同 上

（法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項）

第二十三条の二 同 上

2 法第四十五条の二第三項に規定する同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

らない。

一 五 省 略

3 法第四十五条の二第二項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 省 略

(納期限の延長の申請書の記載事項)

第二十五条 省 略

2 省 略

3 法第五十一条第三項又は第四項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 省 略

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 二 省 略

三 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合 次に掲げる事項

イ ホ 省 略

へ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた法第十二条の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適用に係る高額特定資産(同項に規定する高額特定資産をいう。へにおいて同じ。)の内容、同条第二項の規定の適用に係る法第三十六条第一項又は第三項に規定する場合に該当することとなつた日及び当該適用に係る高額特定資産若しくは調整対象自己建設高額資産(法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産をいう。トにおいて同じ。)の内容又は法第十二条の四第三項の規定の適用に係る同項に規定するときに該当することとなつた課税期間の初日及び末日並びに当該課税期間における令第二十五条の五第四項に規定する合計額

ト チ 省 略

四 六 省 略

らない。

一 五 同 上

3 法第四十五条の二第三項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 同 上

(納期限の延長の申請書の記載事項)

第二十五条 同 上

2 同 上

3 法第五十一条第三項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 同 上

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 同 上

一 二 同 上

三 同 上

イ ホ 同 上

へ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた法第十二条の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適用に係る高額特定資産(同項に規定する高額特定資産をいう。へにおいて同じ。)の内容又は同条第二項の規定の適用に係る法第三十六条第一項又は第三項に規定する場合に該当することとなつた日及び当該適用に係る高額特定資産若しくは調整対象自己建設高額資産(法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産をいう。トにおいて同じ。)の内容

ト チ 同 上

四 六 同 上

2
3
4 省 略

5 事業者が法第十二条の二第一項に規定する新設法人（以下この項において「新設法人」という。）に該当することとなった場合における法第五十七條第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 省 略

三 設立の年月日（法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。次項第三号において同じ。）にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）

四・七 省 略

6 事業者が法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人（以下この項において「特定新規設立法人」という。）に該当することとなった場合における法第五十七條第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 省 略

三 設立の年月日（法第十二条の三第五項の規定の適用を受ける外国法人にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）

四・五 省 略

六 法第十二条の三第一項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額が五億円を超える者の当該課税売上高又は同項に規定する基準期間に相当する期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額が五十億円を超える者の当該総収入金額

七・八 省 略

（帳簿の記載事項等）

第二十七條 令第七十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの

2
3
4 同 上

5 同 上

一・二 同 上

三 設立の年月日

四・七 同 上

6 同 上

一・二 同 上

三 設立の年月日

四・五 同 上

六 法第十二条の三第一項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額が五億円を超える者の当該金額

七・八 同 上

（帳簿の記載事項等）

第二十七條 同 上

一 同 上

イ・ロ 省略

ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等（法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）である場合は、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を含む。）

ニ 省略

二五 省略

25 省略

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、特例申告者（令第七十一条第三項に規定する特例申告者をいう。第八項及び第九項において同じ。）が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

7 省略

8 第六項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

9 第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることができる。

（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第十号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録、第十六条第四項に

イ・ロ 同上

ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約により消費税が免除されるものを除く。）である場合は、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を含む。）

ニ 同上

二五 同上

25 同上

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、特例輸入者（令第七十一条第三項に規定する特例輸入者をいう。第八項及び第九項において同じ。）が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

7 同上

8 第六項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

9 第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることができる。

（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第九号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録、第十六条第四項に

規定する電磁的記録及び前条第七項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第二項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

（国、地方公共団体等の特定収入等に関する帳簿の記載事項）
第三十一条 省 略

2 法第六十条第四項に規定する国若しくは地方公共団体、法別表第三に掲げる法人、公益信託受託事業者又は人格のない社団等が特定収入等を受けた場合において、当該特定収入等に係る相手方が不特定かつ多数であるときは、前項第一号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、その記録を省略することができる。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条第三項の改正規定、第二十六条第五項第三号の改正規定、同条第六項の改正規定並びに第二十七条第六項、第八項及び第九項の改正規定 令和六年十月一日
- 二 第十一条の三の見出しの改正規定、第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号の改正規定並びに第三十一条第二項の改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

規定する電磁的記録及び前条第七項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第二項第一号から第八号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項又は前条第九項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

（国、地方公共団体等の特定収入等に関する帳簿の記載事項）
第三十一条 同 上

2 法第六十条第四項に規定する国若しくは地方公共団体、法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等が特定収入等を受けた場合において、当該特定収入等に係る相手方が不特定かつ多数であるときは、前項第一号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、その記録を省略することができる。